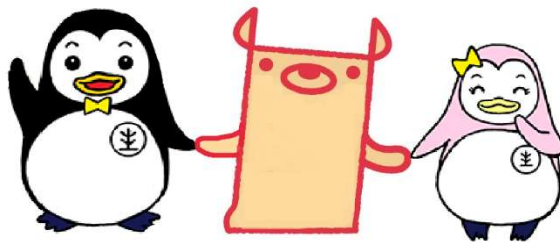


野々市市更生支援・再犯防止推進計画



更生ペンギンの
ホゴちゃん

野々市市の公式キャラクター
のっティ

更生ペンギンの
サラちゃん

令和4年3月

はじめに

本市では来る令和4年度より野々市市第二次総合計画の計画期間がスタートいたします。第二次総合計画では、「かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティ ののいち」の将来都市像の



もと「心のかよう福祉のまち」、「みんなで取り組む安全・安心なまち」などを基本目標に掲げ、市民協働によるまちづくりを推進いたします。

また、今年度には国の「再犯の防止等の推進に関する法律」を受け、本市においても立ち直りを志す方への支援と、再犯、非行の防止に向けた施策を一層推進していくため「野々市市更生支援・再犯防止推進計画」を策定いたしました。

計画では「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉的支援」、「関係機関・団体等との連携強化」などの5つを重点課題に、関連する取り組みを推し進めてまいります。

これら基本課題の推進には、これまで地域でご尽力をいただいております保護司の皆さまはもとより、行政と関係機関、地域が一体となり、適切な役割分担と、連携のもと、対象となる方の生活課題に対応した、市民協働による取り組みが不可欠であります。こうした取り組みを通して、誰ひとり取り残さない社会の実現、本市におけるSDGsの達成を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆さま、並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

野々市市長 栗 貴 章

目 次

第1 計画の策定にあたって	
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の対象者	5
4 計画期間.....	5
第2 再犯防止をとりまく状況.....	6
1 再犯者数・再犯者率	6
2 入所受刑者の就労状況	10
第3 基本方針	10
第4 計画の体系図.....	11
第5 施策の展開	12
1 広報・啓発活動の推進	12
2 就労・住居の確保	15
(1) 就労の確保.....	15
(2) 住居の確保.....	18
3 保健医療・福祉的支援.....	19
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援	19
(2) 薬物等の依存を有する者への支援	22
4 非行の防止と修学支援	24
(1) 「非行の防止」 具体的施策.....	24
(2) 「修学支援」 具体的施策	28
5 関係機関・団体等との連携強化	29
第6 目標値について	31
参 考 資 料.....	33

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新し、14年には285万4,061件にまで達しましたが、15年から18年連続で減少し、令和3年は56万8,148件で、戦後最少であった令和2年を更に下回りました。

また、全国刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録しましたが、17年から減少に転じ、令和元年は19万2,607人（6.5%減）となり、戦後初めて20万人を下回り、令和2年は更に減少し18万2,582人でした。

一方で再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は、年々増加し、近年は約50%に近づいていることから、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

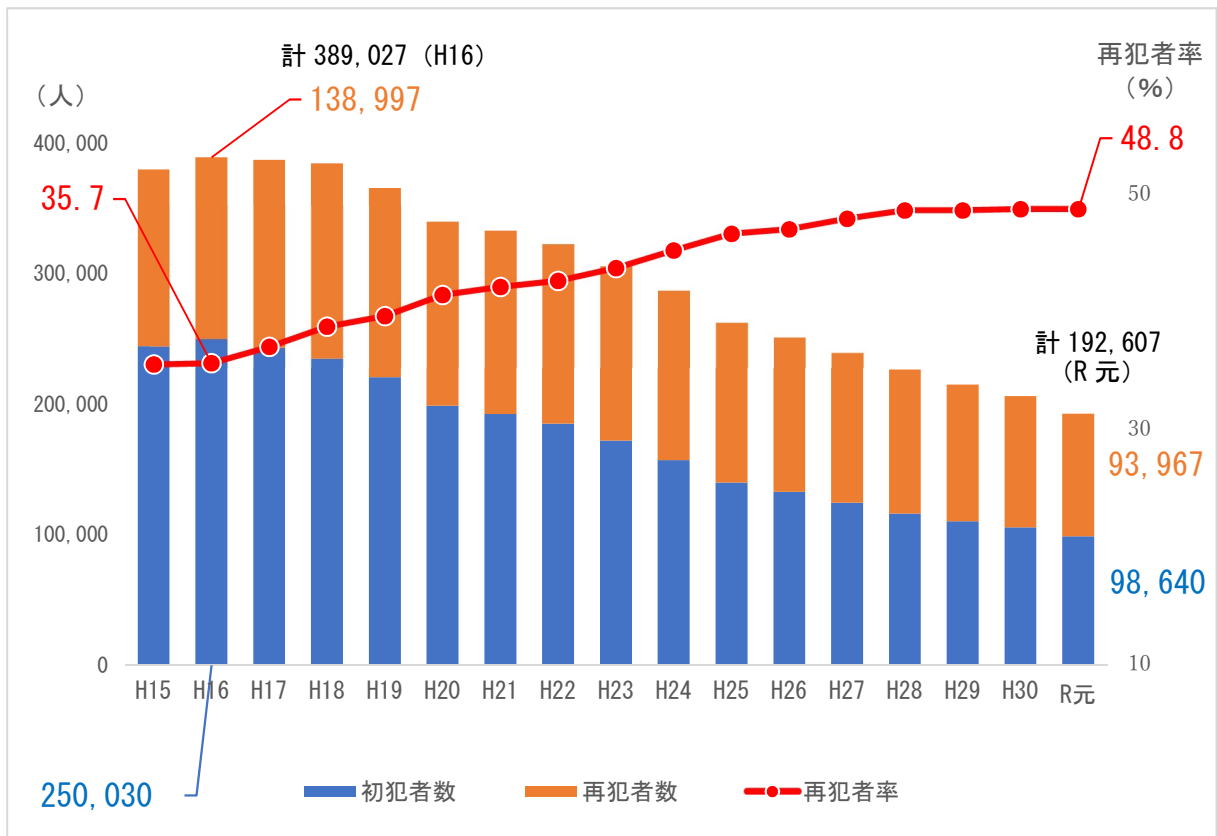
国においては、平成15年に犯罪対策閣僚会議を開催し「犯罪に強い社会の実現のための行動計画～「世界一の安全な国、日本」の復活を目指して～」を策定、平成24年に「再犯防止に向けた総合対策」を、平成26年に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」をそれぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきました。

そのような中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号以下「法」という。）が施行され、法第4条2項に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」、また法第8条1項に「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されました。

平成29年には、再犯防止推進計画（計画期間：平成30年度から令和4年度末）を閣議決定され、これを受け、県は令和2年3月、「石川県再犯防止推進計画」を策定しています。

このような状況を踏まえ、本市では、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進と共生のまちづくりを推進し、新たな被害者が生まれることを防ぐことを目的とした「野々市市更生支援・再犯防止推進計画」を策定し、みんなで支え合い声と心がつながる元気なまちの実現を目指します。

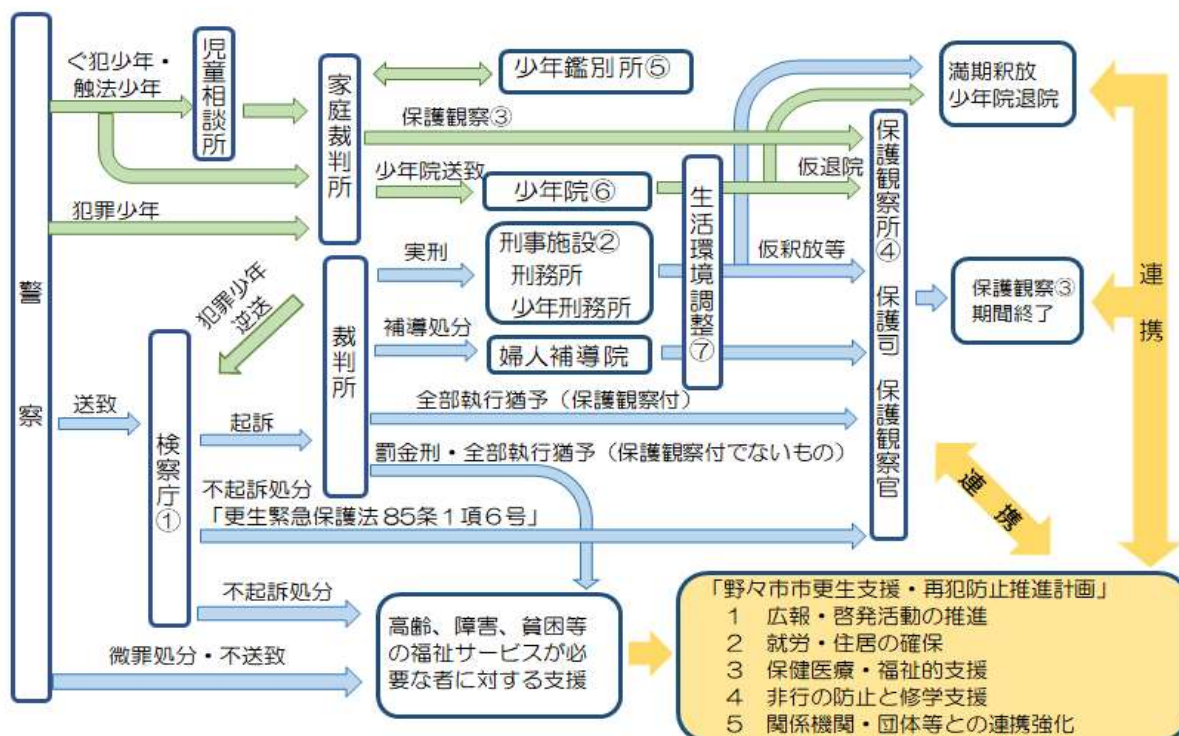
【全国の刑法犯検挙者中の初犯者・再犯者・再犯者率の推移】



資料：令和2年度版 再犯防止推進白書



【更生支援の流れ】



① 検察庁

少年事件: 警察から送致された事件等について、捜査し、家庭裁判所に送致します。
成人事件: 警察から送致された事件等について、捜査し、起訴・不起訴の処分を行います。

② 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設といいます。有罪判決を受け、受刑者となった者は刑務所又は少年刑務所で刑に服します。

③ 保護観察

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人々がその対象となります。

④ 保護観察所

成人事件: 刑務所から仮釈放になった人、保護観察付執行猶予になった人に対して保護観察を実施します。

少年事件: 家庭裁判所で保護観察処分を受けた人、少年院から仮退院になった人に対して保護観察を実施します。

⑤ 少年鑑別所

家庭裁判所による審判のため、心理学等の専門的知識に基づいて、少年の心身の状態を調査・診断し、非行の原因の解明や処遇方針の提示を行います。

⑥ 少年院

家庭裁判所から保護処分として少年院送致を言い渡された少年を収容するための施設で、非行を行った少年に対して改善更生のための処遇を行う矯正施設です。

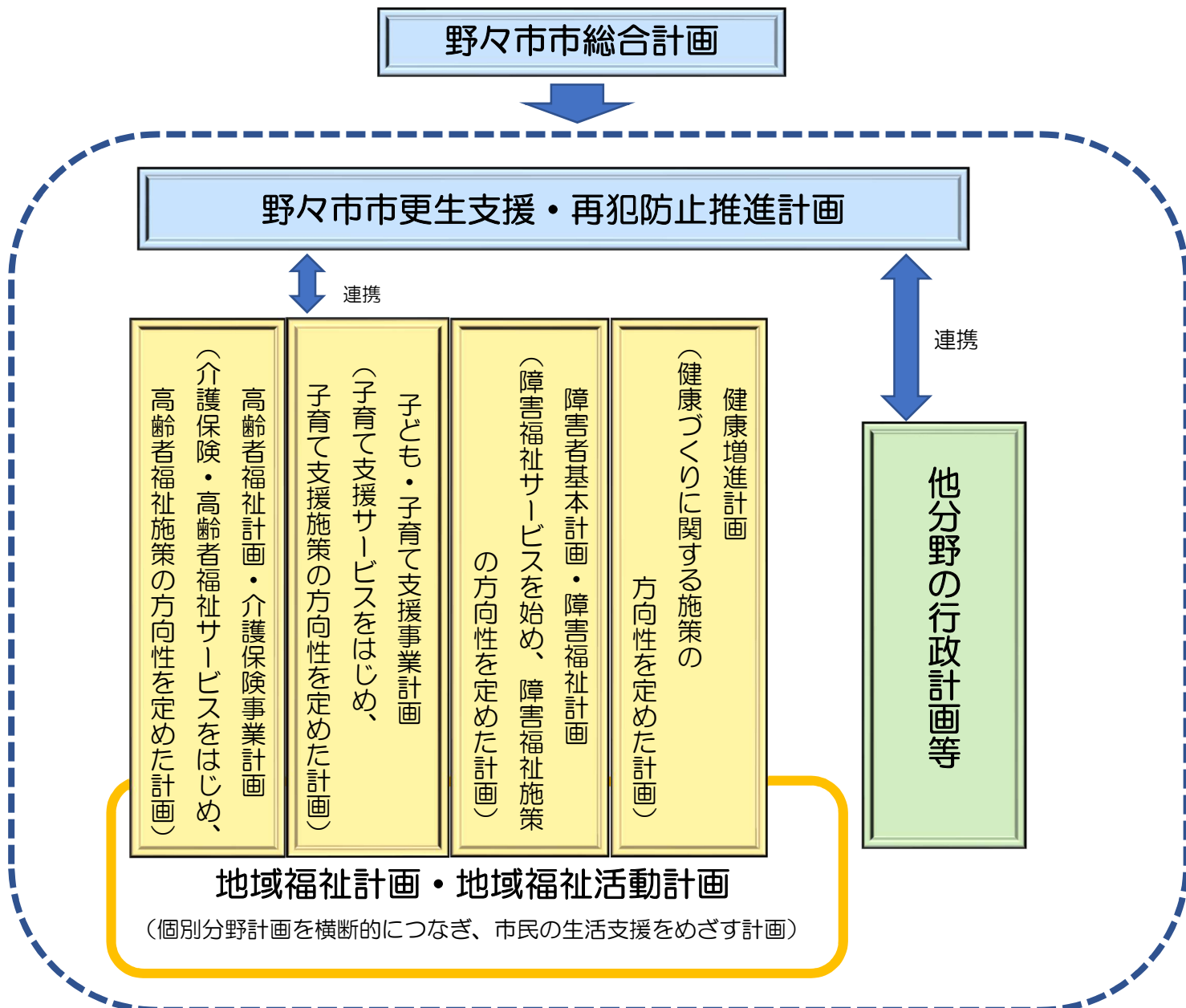
⑦ 生活環境調整

刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にとともに円滑な社会復帰を目指すものです。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画に基づき策定します。

また、国や石川県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「野々市市総合計画」をはじめとする関係計画と連携を図ります。



再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の対象者

計画の対象者は、野々市市に居住する又は居住する見込みのある者等で、罪に問われた者等とします。

罪に問われた者等とは、法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」のほか、被告人、被疑者のみならず有責性※を問われなかった者のうち、法第3条第3項に定める「犯罪の責任等を自覚すること」、「被害者等の心情を理解すること」、「自ら社会復帰のために努力すること」を認識、理解している者とします。

さらに、地域全体で更生支援活動に取り組むことを目指します。

※有責性とは

犯罪が成立するには、「構成要件該当性」「違法性」「有責性」の3要件が揃った場合に成立します。

- 「構成要件該当性」・・・刑法などの刑罰法令に規定されている犯罪の成立要件をいいます。
- 「違法性」・・・違法性阻却事由の有無によって判断され、正当防衛や正当業務行為等の阻却事由があれば、違法性がないため犯罪は成立しません。
- 「有責性」・・・責任阻却事由の有無によって判断され、心神喪失状態であれば、有責性はないと判断されます。

4 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、今後の社会情勢の変化や国の計画の見直しを含め、必要に応じて見直すこととします。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
野々市市				計画策定	野々市市更生支援・再犯防止推進計画					
							必要に応じ見直し	次期計画策定	次期計画	
石川県			石川県再犯防止推進計画							
							次期計画策定	第2次石川県再犯防止推進計画		
国	再犯防止推進計画									
			R元.12.23 加速化プラン		次期計画策定	第2次再犯防止推進計画				

第2 再犯防止をとりまく状況

1 再犯者数・再犯者率

県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少している中、県内の刑法犯の検挙者に占める過去4年間の再犯者数及び再犯率は、

平成29年：1,327人(55.7%)、平成30年：1,248人(51.9%)、

令和元年：1,319人(52.3%)、令和2年：1,236人(51.5%)

と推移し、減少傾向にあります。

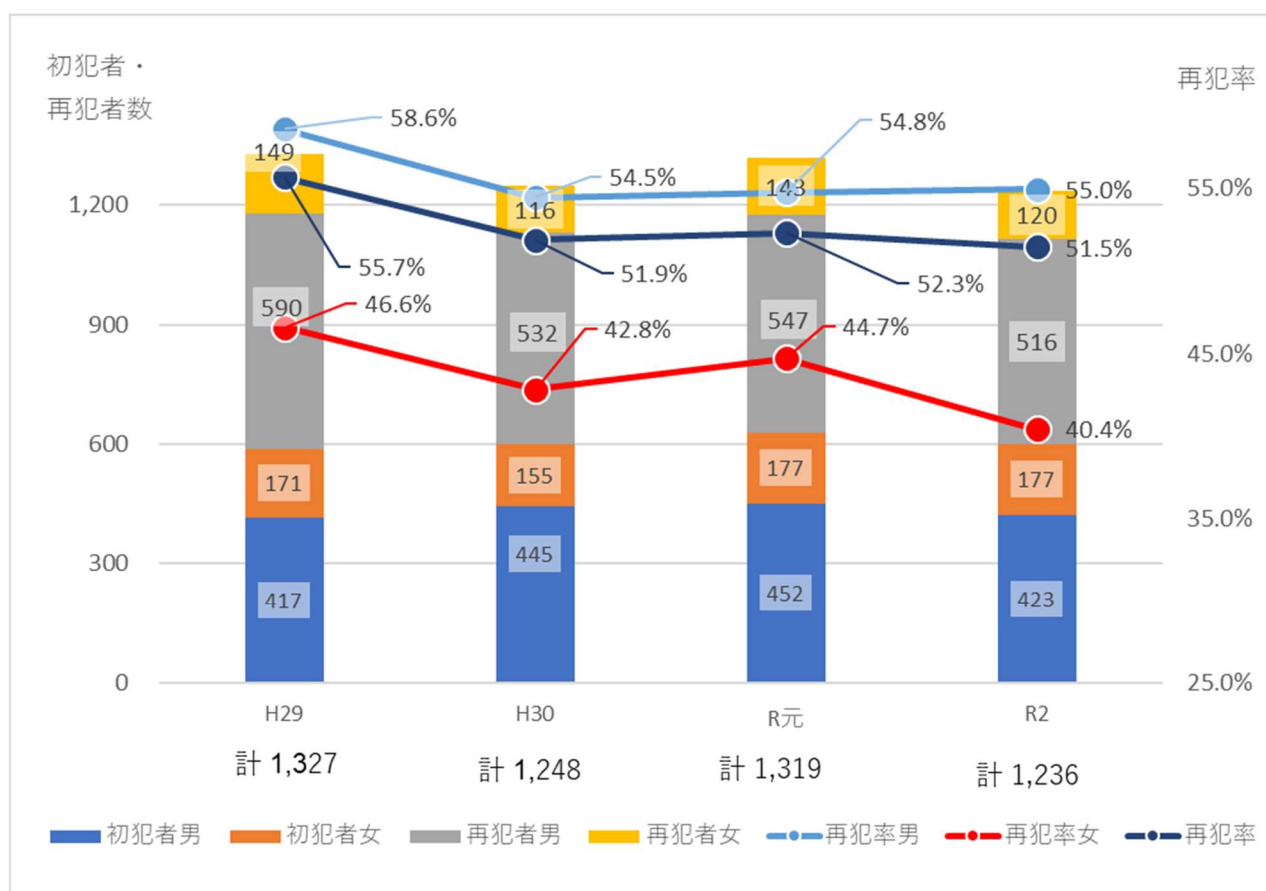
また、白山市及び野々市市を管轄する白山警察署管内における刑法犯の検挙者に占める過去4年間の再犯者数及び再犯率は、

平成29年：137人(48.2%)、平成30年：164人(50.6%)、

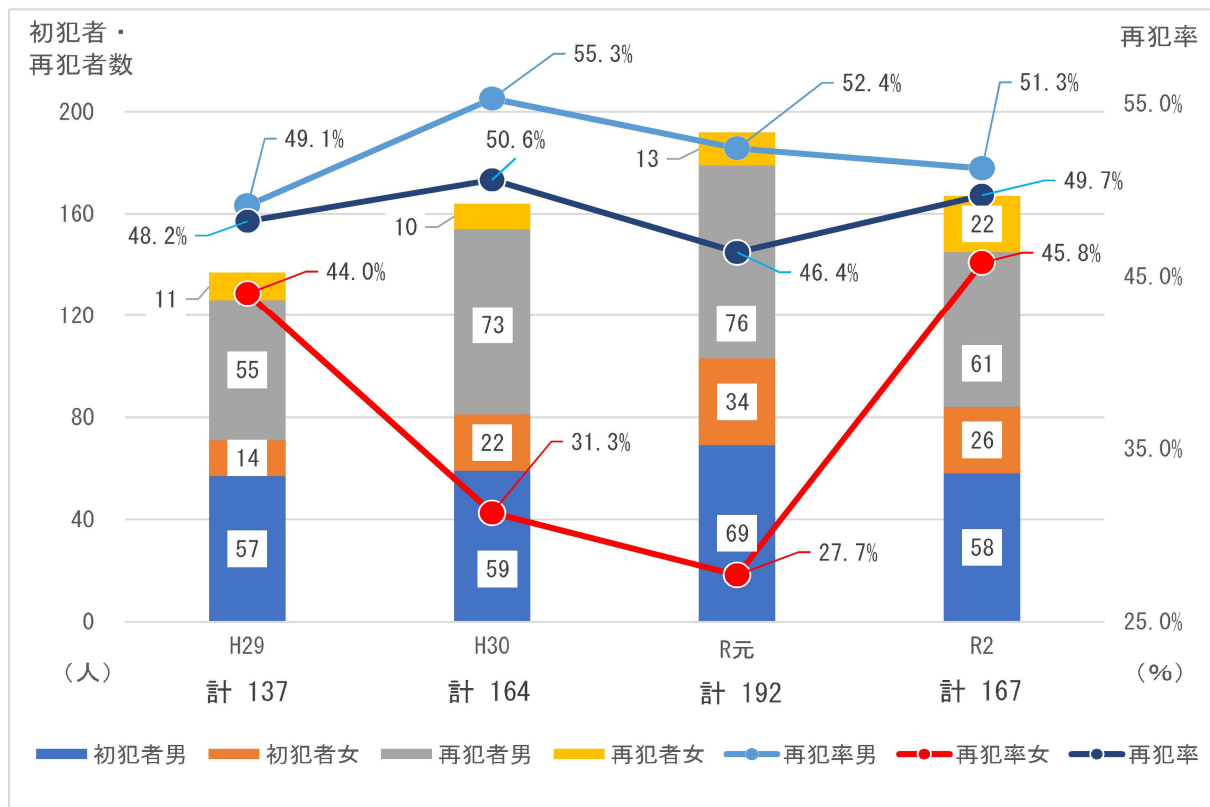
令和元年：192人(46.4%)、令和2年：167人(49.7%)

と推移し、令和2年の再犯者率は前年比で3.3ポイント増加しました。

【石川県警察 検挙者中の再犯者数及び再犯者率】※刑法犯及び薬物事犯。少年は除く。



【白山 警察 署 検挙者中の再犯者数及び再犯者率 】 ※刑法犯及び薬物事犯。少年は除く。



資料：法務省 名古屋矯正管区 更生支援 企画課

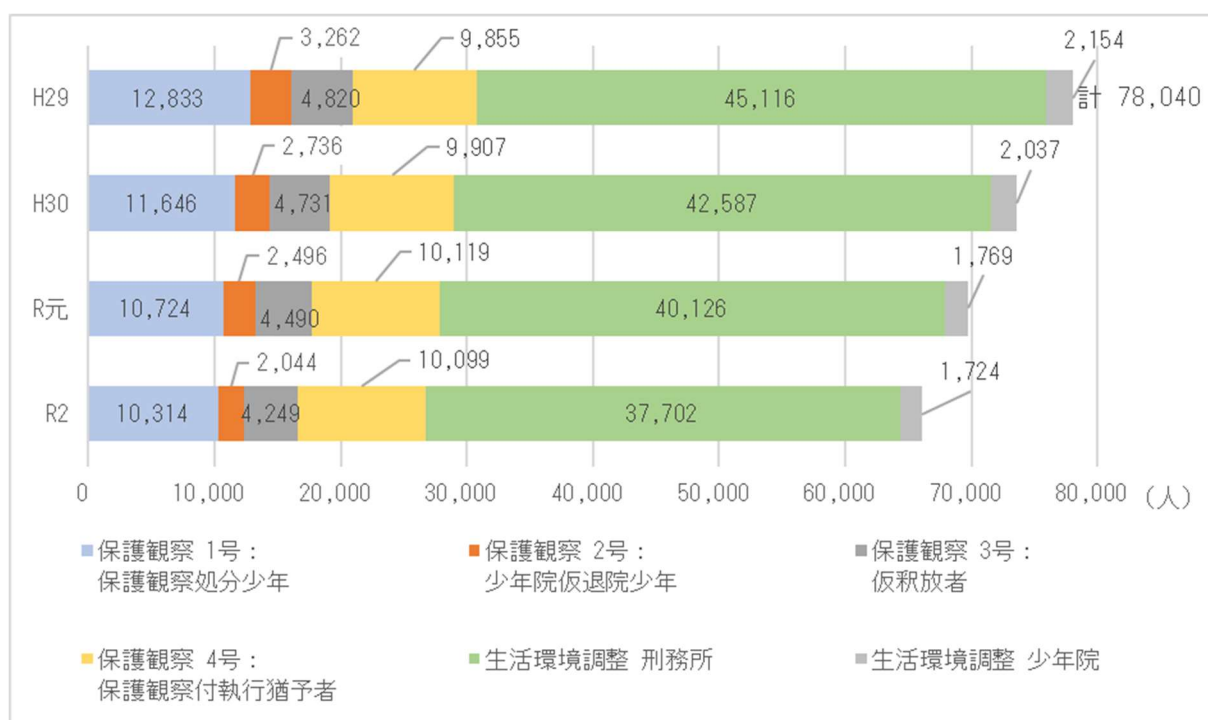


◎保護観察中の事件数及び生活環境調整の推移について

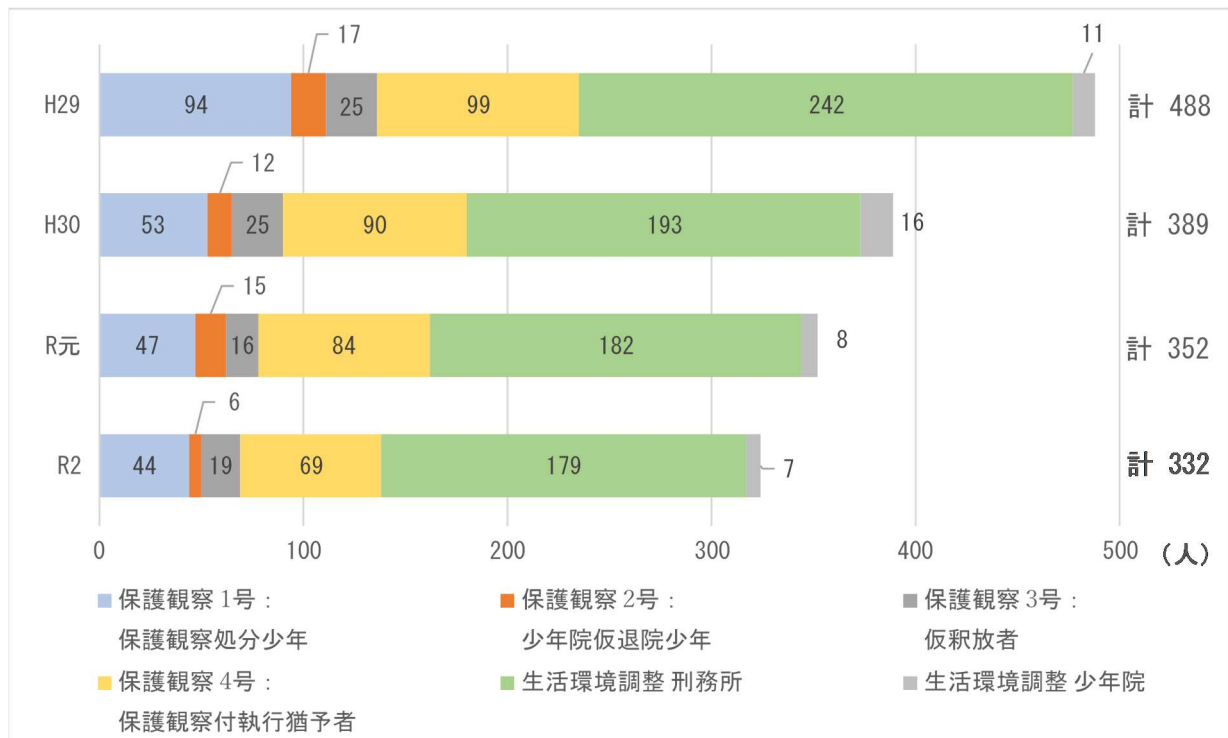
「白山市・野々市市」、「県」、「全国」の保護観察所の事件数及び生活環境調整の事件数は、概ね減少傾向にあります。

		保護観察									生活環境調整					
		1号 保護観察処分少年		2号 少年院仮退院少年		3号 仮釈放者		4号 保護観察付 執行猶予者		計	刑務所		少年院		計	
		件	構成比	件	構成比	件	構成比	件	構成比		件	構成比	件	構成比		
H29	白山野々市	10	35.7%	1	3.6%	4	14.3%	13	46.4%	28	17	100.0%	0	0.0%	17	
	石川県	94	40.0%	17	7.2%	25	10.6%	99	42.1%	235	242	95.7%	11	4.3%	253	
	全国	12,833	41.7%	3,262	10.6%	4,820	15.7%	9,855	32.0%	30,770	45,116	95.4%	2,154	4.6%	47,270	
H30	白山野々市	7	35.0%	1	5.0%	1	5.0%	11	55.0%	20	19	90.5%	2	9.5%	21	
	石川県	53	29.4%	12	6.7%	25	13.9%	90	50.0%	180	193	92.3%	16	7.7%	209	
	全国	11,646	40.1%	2,736	9.4%	4,731	16.3%	9,907	34.1%	29,020	42,587	95.4%	2,037	4.6%	44,624	
R元	白山野々市	3	23.1%	1	7.7%	1	7.7%	8	61.5%	13	14	100.0%	0	0.0%	14	
	石川県	47	29.0%	15	9.3%	16	9.9%	84	51.9%	162	182	95.8%	8	4.2%	190	
	全国	10,724	38.5%	2,496	9.0%	4,490	16.1%	10,119	36.4%	27,829	40,126	95.8%	1,769	4.2%	41,895	
R2	白山野々市	4	23.5%	1	5.9%	1	5.9%	11	64.7%	17	11	91.7%	1	8.3%	12	
	石川県	44	30.1%	6	4.1%	19	13.0%	77	52.7%	146	179	96.2%	7	3.8%	186	
	全国	10,314	38.6%	2,044	7.7%	4,249	15.9%	10,099	37.8%	26,706	37,702	95.6%	1,724	4.4%	39,426	

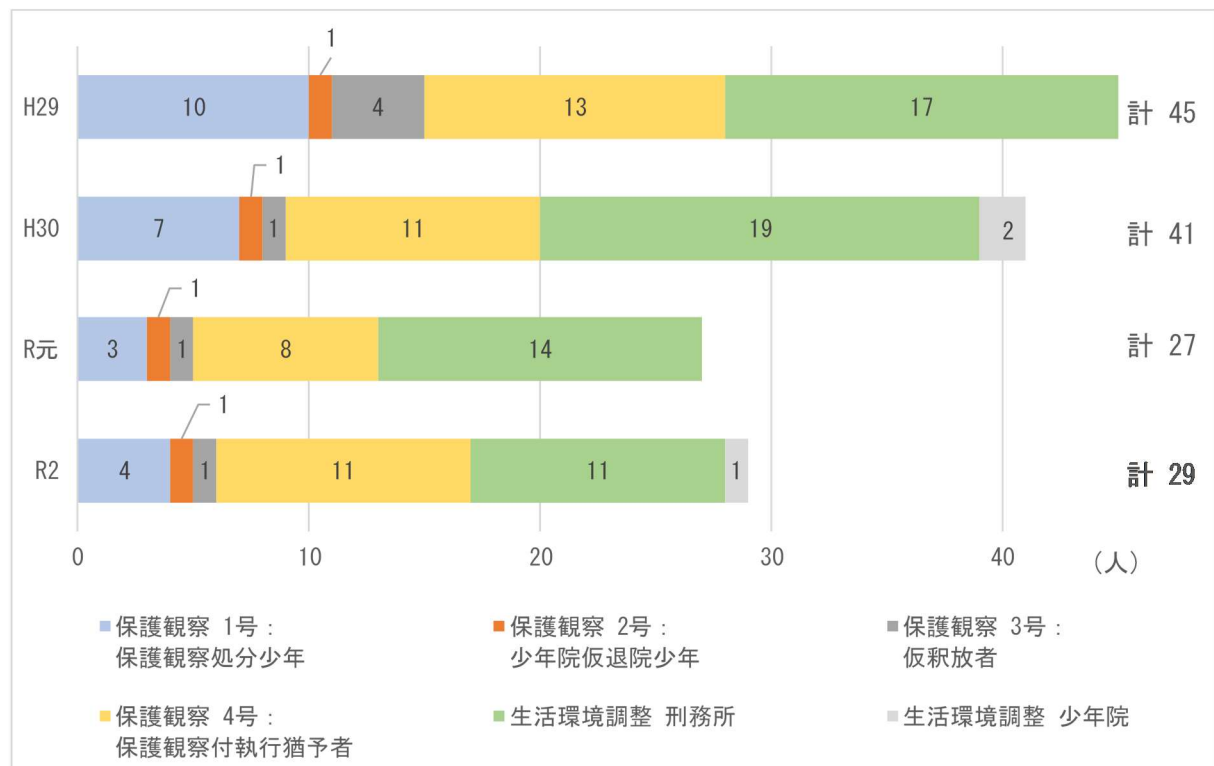
【全国の保護観察及び生活環境調整の推移】



【石川県内の保護観察及び生活環境調整の推移】



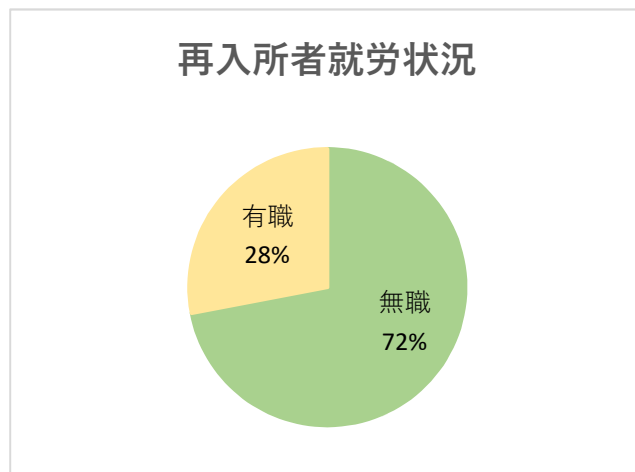
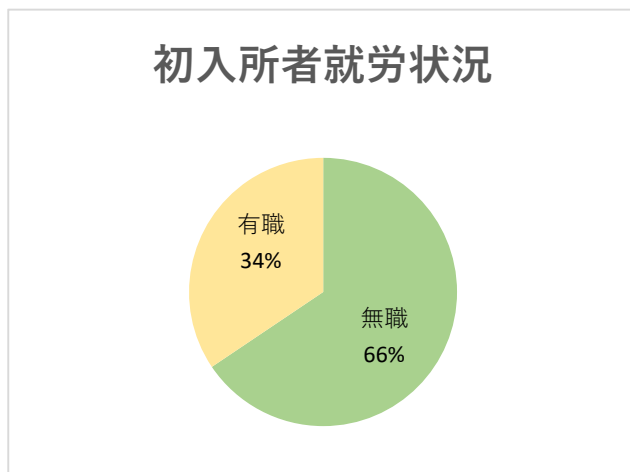
【白山市・野々市市内の保護観察及び生活環境調整の推移】



資料：金沢保護観察所

2 入所受刑者の就労状況

令和2年における全国の入所受刑者の就労状況は初入所者、再入所者いずれも無職が6割以上を占めています。



資料：犯罪白書 2021

第3 基本方針

(1) 重点課題

国の再犯防止推進計画で示されている5つの基本方針、7つの重点課題を踏まえ、県の実情に応じ、罪に問われた者等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

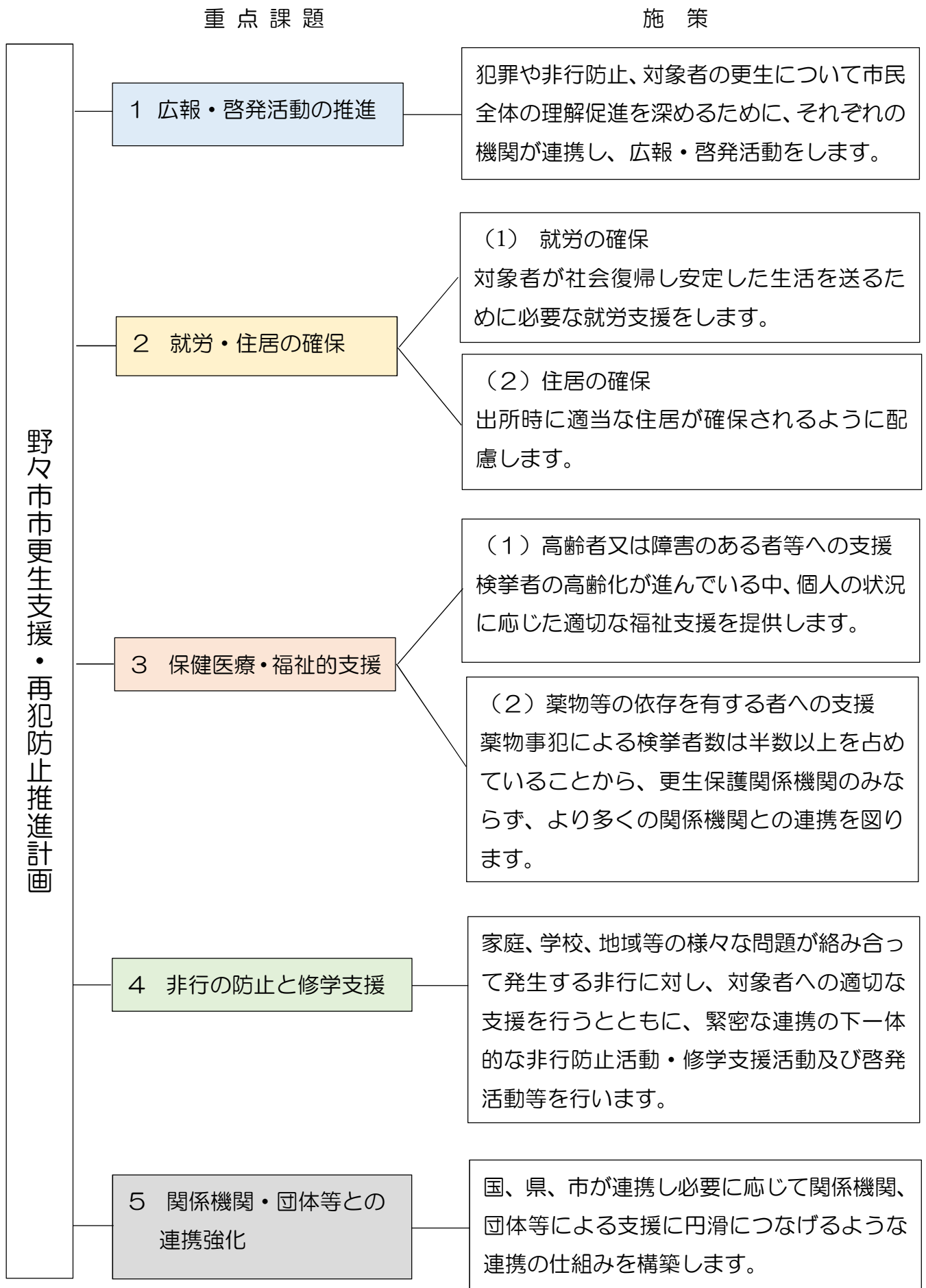
「野々市市更生支援・再犯防止推進計画」重点課題

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉的支援
- ④ 非行の防止と修学支援
- ⑤ 関係機関・団体等との連携強化

(2) 更生支援対象者の特性に応じた取組

再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、対象者の特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくよう努めます。

第4 計画の体系図



第5 施策の展開

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

● 現状と課題

罪に問われた者等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動の実施が必要です。

また、実施主体が様々な取組を実施することにより、行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪に問われた者等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進することが重要となります。

● 市の取組

“社会を明るくする運動* ¹ ” 強調月間の周知・啓発	福祉総務課
毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動”強調月間において、白山野々市保護区保護司会* ² を中心に更生保護* ³ 団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発等を支援します。	
薬物乱用防止活動「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	健康推進課
県薬事衛生課と連携し、薬物乱用の周知啓発に努めます。	

¹ 社会を明るくする運動…すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

² 白山野々市保護区保護司会…白山市と野々市市内で保護司会を組織し、研修や関係機関との連絡調整、広報活動などを行う。

³ 更生保護…犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善・更生することを助ける取組。

薬物乱用防止教育	教育総務課
白山警察署や学校薬剤師と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
非行防止教育	教育総務課
警察との連携により市内の小中学校の児童、生徒を対象とした「ピュアキッズスクール」を実施し、いじめ、万引き、ネットトラブル等の広報・啓発、非行被害の未然防止に努め、若者の健全育成を図ります。	
人権教育・啓発	市民協働課
互いの人権を尊重し、市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる、差別や偏見がなく互いを認め合う社会を実現するため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。	
青少年健全育成・非行防止の啓発	生涯学習課
市内小中学生より、自転車盗・いじめ非行対策に係る標語を募集し、その優秀作品や、深夜徘徊・たむろ防止のポスターを市内の各施設・店舗に掲示することで非行防止等の啓発活動を推進します。	
万引き防止活動	生涯学習課
青少年の非行・犯罪の動向や地域の育成環境の変化に対応した健全育成活動を推進するため、市内の団体・機関からの推薦により委嘱を受けた育成指導員が中心となって、市内の街頭巡視活動を行い、青少年の非行・被害の未然防止を図ります。 また、少年育成センターから市内各店舗に『万引き防止マニュアル』を配布し、万引き防止活動を推進します。	

愛と和 ののいち5万人あいさつ運動	生涯学習課
全国交通安全運動・子ども・若者育成支援強調月間等に合わせ、登校時間帯に通学路、学校・保育園等で実施するあいさつ運動等を通し、青少年の健全育成の推進、地域の連帯感の醸成等を図ります。	
支援関係機関・団体等への周知	各事業の実施主体
行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、各種会議や出前講座等を活用し、罪に問われた者等の社会復帰に向けた支援の必要性についての理解を促進します。	
相談窓口等の周知	各事業の実施主体
相談窓口や支援制度の周知について、ホームページへの掲載や公共施設への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。	

● 関係機関・団体の取組

“社会を明るくする運動”「市民のつどい」	白山野々市保護区保護司会 白山北・野々市更生保護女性会
7月の“社会を明るくする運動”強調月間に合わせ、「市民のつどい」を開催し、内閣総理大臣メッセージ伝達や地元中学校吹奏楽部によるコンサートを通し、更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発等を行います。	
“社会を明るくする運動”強調月間街頭啓発キャンペーン	白山野々市保護区保護司会
犯罪や非行の防止と罪に問われた者等の立ち直りの理解を促進するために、社会を明るくする運動強調月間に地域関係者等と連携して、商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	白山野々市保護区保護司会 白山北・野々市更生保護女性会
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、街頭啓発活動に取り組みます。	

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。

また刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、生活の安定のための就労の確保が重要です。

● 現状と課題

罪に問われた者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響するなど重要な要素ですが、一般的に刑務所出所者等の求職活動は、前科等の影響や、一旦就職しても、早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合が多くあります。

● 市の取組

協力雇用主 ^{4*} への支援	企画財政課
罪に問われた者等を積極的に雇用する協力雇用主として金沢保護観察所に登録した企業に対し、市の競争入札参加資格審査において、主観的事項として加点措置を講じます。	
障害のある方の雇用促進に取り組む事業者への支援	企画財政課
障害のある方の雇用の促進等に取り組む事業者に対し、市の競争入札参加資格審査において、主観的事項として加点措置を講じます。	

⁴ 協力雇用主…罪に問われた者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪に問われた者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

障害のある方の就労支援	福祉総務課
障害者福祉計画に基づき、障害者就業・生活支援センター ⁵ *、ハローワーク、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等、関係機関と連携し、一般就労、福祉就労の促進、障害者理解促進などに取り組みます。	
障害のある方の雇用促進に取り組む事業者への支援	地域振興課
市内に居住する障害のある人を雇用する事業主に対し、奨励金を交付します。また、制度内容を関係団体の情報誌などに掲載し、周知を図ります。	
若年者の雇用促進に取り組む事業者への支援	地域振興課
国が実施する若年者を対象とするトライアル雇用事業に基づき、試行的に雇用した若年者を引き続き常用雇用者として雇用する事業主に対し奨励金を交付します。	
中高年の技能習得に対する支援	地域振興課
就業に係る技能習得のため、県内の公共職業訓練施設及び職業訓練施設で職業訓練を受けた45歳以上の中高年齢者に対し、奨励金を交付します。	
白山野々市保護区保護司会が推薦する者に対する就労支援	秘書課
白山野々市保護区保護司会と締結する就労支援協定に基づき、未成年の保護観察 ⁶ *に就労機会を提供し、再犯防止と社会復帰に向けた支援をします。	

⁵ 障害者就業・生活支援センター…障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されている。

⁶ 保護観察…犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判所で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

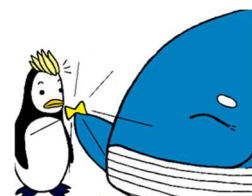
● 関係機関・団体の取組

就労支援の充実	ハローワーク白山
矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介など個別支援を行います。	
生活困窮者自立支援制度 ⁷ *における自立相談支援	野々市市社会福祉協議会
就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し当該プランに沿って関係機関と連携し支援を行います。	
協力雇用主の開拓	白山野々市保護区保護司会
市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の開拓に取り組みます。	

◎ 本市における保護観察対象者の雇用

本市が保護観察対象者を雇用することによって、雇用された本人に自信と就労習慣を習得させ、業務経験を踏まえて民間企業等への就職につなげます。

また、保護観察対象者の雇用を通じて、罪に問われた者等の社会復帰を支援することの意義や必要性を地域の民間企業に対して啓発することで、民間企業の保護観察対象者に向けた自主的な取組を図ります。



⁷ 生活困窮者自立支援制度…生活に困窮している方の自立と尊厳を確保し、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」のための援助を行うもの。

（２）住居の確保

刑事施設を満期で出所した者のうち約４割が適当な住居が確保されないまま、刑務所を出所し、再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっており、生活のための住居の確保が、再犯防止には重要です。

● 現状と課題

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための重要な要素の一つであり、再犯防止を図る上で大変重要です。

国の統計では、刑事施設を満期で出所した者のうち約４割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

● 市の取組

市営住宅への受け入れ	建築住宅課
困窮する低額所得者で一定の要件を満たした者に対し、低廉な家賃で市営住宅の供給を行います。	
共同生活援助の利用支援	福祉総務課
障害がある人が自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。	
住居確保要配慮者居住支援法人 ^{8*} 等との連携	介護長寿課 福祉総務課 建築住宅課
住居確保要配慮者居住支援法人等と連携し、高齢者や障害者といった住居の確保に特に配慮を要する人の居住の安定確保を推進します。	

⁸ 住居確保要配慮者居住支援法人…低額所得者・高齢者・障害者・子供を養育する者、等住居確保要配慮者が民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、生活支援等を実施する法人として県が指定するもの。

● 関係機関・団体の取組

住まいの情報提供及び住居支援	野々市市社会福祉協議会
総合支援資金及び住居確保給付金を活用し、居住可能な住居を確保できるよう、居住支援法人等と連携しながら支援を行います。	

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

● 現状と課題

全国では刑法犯の検挙人員総数が減少する中、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。また、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者の割合が高く、その中には極めて短期間での再入所も多くなっています。

地域包括支援センター等と地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者、障害のある人、生活困窮者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるような支援が必要です。また、民生委員・児童委員⁹*や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金¹⁰*の貸与等、日常生活における福祉的支援も重要となっています。



⁹ 民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、地域と関係機関とのつなぎ役も担っている。

¹⁰ 生活福祉資金…低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

● 市の取組

高齢者に関する相談支援	介護長寿課
地域包括支援センターにおいて、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となり、介護や認知症・医療・介護予防・生活支援などさまざまな面から包括的に支援します。	
障害に関する相談支援	福祉総務課 発達相談センター
障害者、障害児の保護者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、障害のある人の生活全般に関して相談支援専門員と連携して、適切なサポートをします。また、ひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。	
罪に問われた者等に対する保健医療・福祉サービスの周知	介護長寿課 福祉総務課 子育て支援課
出所後、医療や福祉サービスについて、不自由なく受けられるよう周知し、安心・安定した生活を送れるよう支援します。	
子育て世帯に関する相談支援	子育て支援課
保育施設の送迎や保護者の通院の際の一時的な子どもの預かりなど、子育ての援助をして欲しい人へ、ファミリーサポートセンター ^{11*} を通じて協力会員を紹介し、子育ての負担・不安の軽減を図ります。	

¹¹ ファミリーサポートセンター…地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

● 関係機関・団体の取組

福祉に関する相談支援	野々市市社会福祉協議会
障害の有無に関わらず、地域で暮らす全ての人からの様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。	
誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進	野々市市社会福祉協議会
生活福祉資金等の貸付、日常生活自立支援事業、その他一般相談などにより、年齢や障害の有無に関わらず、地域住民の暮らしの相談や支援に取り組みます。 地域にある問題や困っている人を把握し、民生委員・児童委員や関係機関と連携して、適切な福祉情報やサービスの提供が図れるよう支援します。	
社会福祉増進等の活動	野々市市社会福祉協議会
住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが、自分に合った福祉サービスが受けられるよう、行政機関、施設、団体などにつなぎ、住民の福祉需要に対応した適切なサービスの提供が図れるよう支援します。また、社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。	
地域生活定着支援センターの運営	石川県地域生活定着支援センター
矯正施設出所後や刑事司法手続きの段階にある被疑者等で、頼れる身寄りもなく、住居が確保できないなどの事情により、社会復帰が困難な高齢者及び障害者の社会復帰を支援するため、県では、地域生活定着支援センターを運営しています。 センターでは、保護観察所、矯正施設、市町、地域包括支援センター、相談支援事業所、福祉施設等と連携し、矯正施設入所中又は刑事司法手続きの段階にある被疑者等が、出所後又は釈放後、ただちに福祉サービスなどを利用できるよう、受入れ先施設等の調整や福祉サービス利用等に必要な手続きに関するコーディネート業務、出所後のフォローアップ業務、相談支援等を行っています。	

（２）薬物等の依存を有する者への支援

薬物事犯は、依存からの脱却には長い期間を要し、再犯リスクが極めて高いことから、更生保護関係機関のほかに医療機関の継続的な治療のほか、より多くの機関・団体との連携した支援が必要です。

● 現状と課題

石川県警察における薬物事犯による令和元年の検挙人員は７７人（但し、少年は除く。）、再犯者数５５人（再犯率は６８．８％）であり、同じく白山警察署での薬物事犯の検挙人員は７人（但し、少年は除く。）、再犯者数は５人（再犯率７１．４％）となっており、いずれも刑法犯検挙に関する再犯者率（県：５２．３％、白山署：４６．４％）と比較し、高くなっています。

● 市の取組

薬物乱用防止活動「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	健康推進課
県薬事衛生課と連携し、薬物乱用の周知啓発に努めます。	
薬物乱用防止教育（再掲）	教育総務課
白山警察署や学校薬剤師と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
強調月間・強化月間・強化期間等の取組	福祉総務課
「社会を明るくする運動強調月間」、「薬物乱用防止広報強化期間」、「再犯防止啓発月間」である７月に、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、薬物等への規範意識を醸成します。	

● 関係機関・団体の取組

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	白山警察署
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育	白山警察署
市内の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
依存症者やその家族等に対する支援の充実	石川県こころの健康センター
薬物等をやめたい人を対象に回復プログラムに基づく学びの場等を提供するほか、その家族へのコミュニケーション改善などのための家族教室を行います。専門家による依存症研修会を引き続き実施し、依存症の病理や現状を正しく理解するとともに適切な予防や対策ができるような内容の充実に努めます。	
保健医療・福祉サービスの周知	石川県障害保健福祉課
薬物等の依存症者に治療可能な医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介するチラシを作成し、金沢保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布するなど、薬物等の依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。また、薬物等の依存症者を受け入れる医療機関の開拓、周知に努めます。	
強調月間・強化月間・強化期間等の取組	白山野々市保護区保護司会
「社会を明るくする運動強調月間」、「薬物乱用防止広報強化期間」、「再犯防止啓発月間」である7月に、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、薬物等への規範意識を醸成します。	

4 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

● 現状と課題

人口減少に伴う少子化を反映して、検挙人数に対する14歳以上20歳未満の少年の割合は減少傾向にあり、非行少年数も年々減少が続けています。また、高校進学率が全国で98%、石川県で99%を超える中、刑務所の受刑者の学歴は中学校卒業までの者が多くなっています。

学び直しを望む矯正施設出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、これまで関係機関・団体が実施してきた非行防止活動や啓発活動を引き続き、取り組む必要があります。

(1)「非行の防止」 具体的施策

● 市の取組

“社会を明るくする運動” 強調月間の周知・啓発（再掲）	福祉総務課
毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動” 強調月間において、白山野々市保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係者等が取り組む様々な活動の周知啓発等を支援します。	
薬物乱用防止教育（再掲）	教育総務課
白山警察署や学校薬剤師と連携して、市内の小中学校の児童、生徒を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	



青少年健全育成・非行防止の啓発（再掲）	生涯学習課
市内小中学生より、自転車盗・いじめ非行対策に係る標語を募集し、その優秀作品や、深夜徘徊・たむろ防止のポスターを市内の各施設・店舗に掲示することで非行防止等の啓発活動を推進します。	
街頭巡視活動及び店舗との青少年の非行・被害の未然防止に係る協力体制の構築	生涯学習課
青少年の非行・犯罪の動向や地域の育成環境の変化に対応した健全育成活動を推進するため、市内の団体・機関からの推薦により委嘱を受けた育成指導員が中心となって、市内の街頭巡視活動を行い、青少年の非行・被害の未然防止を図ります。	
インターネット巡視	生涯学習課
インターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため、学校をはじめ各関係機関と情報を共有しながら、専任育成指導員が定期的にインターネット上の巡視活動を行います。	
児童・生徒等の心のケア	教育総務課
小中学校等にスクールカウンセラー ¹² *や派遣教育相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います	
非行防止教育（再掲）	教育総務課
警察との連携により市内の小中学校の児童、生徒を対象とした「ピュアキッズスクール」を実施し、いじめ、万引き、ネットトラブル等の広報・啓発、非行被害の未然防止に努め、若者の健全育成を図ります。	

¹² スクールカウンセラー…児童生徒の臨床心理に関して専門知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家である。

専門家による生徒指導サポート体制	教育総務課
小中学校に生徒指導アドバイザーおよびいじめ対応アドバイザーを派遣し、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行います。	
教育相談	教育センター
不登校・いじめ・問題行動等の悩みを抱える子どもとその家族のために、電話相談および臨床心理士の面接を実施し、必要な支援につなげます。	
発達相談	発達相談センター
心身の発達が気になる幼児から成人までの方を対象に、臨床発達心理士や相談員との面接、電話相談を実施し、関係機関との連携により継続的なサポートを行います。	
ひとり親家庭等学習支援事業	子育て支援課
ひとり親家庭の小学生を対象に、現役大学生が学習、生活支援を行います。	
子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課
生活保護世帯の小学生・中学生を対象に、NPO法人職員等が学習指導や進学相談を行います。	
要保護児童対策地域協議会・家庭児童相談	子育て支援課
18歳未満の子育てや虐待等に関するさまざまな相談を受け付けます。	
青色防犯パトロールの実施	総務課
防犯協会、少年育成センター等と連携し、市内の商業施設、駅等を随時巡回し、犯罪・事故等の被害を未然に防止するための活動を推進します。	

自転車盗難防止活動	総務課
防犯協会、警察との連携により、市内の駅・公共施設において、街頭活動を行い、被害の未然防止を図ります。	

● 関係機関・団体の取組

少年犯罪立ち直り支援活動	白山警察署
少年警察ボランティアや少年担当警察職員が、犯罪や非行を繰り返すおそれのある少年の立ち直り支援に当たり、再び非行に走ることを防止します。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）	白山警察署
薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。	
薬物乱用防止教育（再掲）	白山警察署
市内の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。	
青少年の万引き対策	白山警察署
地域のみんなで、青少年を見守り、積極的に声かけを行い、絆を深めることにより、健全育成に向けた地域づくりを推進します。店舗では、関係機関と連携し、青少年が万引きをしない、させない環境づくりを推進します。 家庭や学校等で、「万引きは犯罪」という認識を広め、青少年の規範意識の高揚に向けた取組を推進します。	

更生保護女性会による活動	白山北・野々市更生保護女性会
更生保護法人「徳風苑」に入寮している寮生に対し、夕食（おふくろの味）づくりをすることで更生支援を図ります。また、「愛のかきやま」を販売し、収益金を更生保護女性会の活動費として、更生保護、犯罪予防の醸成に活用します。 さらに、視察研修の実施、市内施設の清掃活動等の社会貢献活動を通し、各会員の資質を高めます。	

（２）「修学支援」具体的施策

● 市の取組

就学援助制度	教育総務課
経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者を対象に学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部を支給することで、負担の軽減を図るとともに、児童及び生徒が教育を受けられる環境を整備します。	
特別支援教育就学奨励費	教育総務課
特別支援級等に通う児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等の一部を支給することで、経済的な負担を軽減します。	
児童・生徒等の心のケア（再掲）	教育総務課
小中学校等にスクールカウンセラーや派遣教育相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。	
教育相談（再掲）	教育センター
不登校・いじめ・問題行動等の悩みを抱える子どもとその家族のために、電話相談および臨床心理士の面接を実施し、必要な支援につなげます。	

発達相談（再掲）	発達相談センター
心身の発達が気になる幼児から成人までの方を対象に、臨床発達心理士や相談員との面接、電話相談を実施し、関係機関との連携により継続的なサポートを行います。	

5 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市が相互に連携し、さらには市と地域の関係者が連携して重層的に取り組を進めることが重要です。

● 現状と課題

本市が更生支援等に取り組むに当たっては、罪に問われた者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。

罪に問われた者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な更生支援を受けることを希望する者に対しては、必要に応じ、関係機関・団体等との円滑な支援や連携が必要です。

更生支援の連携の仕組みを構築するに当たっては、県及び国の関係機関、市町、民間団体等が罪に問われた者等に関する情報の共有を図り、包括的に協議する場を継続的に設けることや、個別案件に対しては、検討を重ねるなど更生支援が効果的に行われるよう取り組まなければなりません。

● 市の取組

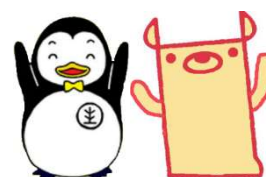
民間団体の啓発活動への支援	福祉総務課
白山野々市保護区保護司会、白山市、野々市市の更生保護女性会、BBS会などの民間団体が実施する更生保護活動を支援するとともに、イベント等で民間団体の活動のPRなどを行い、更生保護活動への理解の醸成を図るとともに、保護司 ^{13*} や民間協力者の確保と活動の活性化を促進します。	

¹³ 保護司…保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調査や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である。

人権に関する相談	市民協働課 福祉総務課
刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見差別に悩む相談者に対し、人権擁護委員はじめ、関係機関と連携・調整を図りながら助言を行い、就労や安定した生活の確保に向け、適宜関係機関へつなげます。	
面接・相談場所の提供	生涯学習課
保護観察対象者の居住する地域の生涯学習施設等の公共施設を、保護司との面接の場として提供します。	

● 関係機関・団体や地域の取組

刑事手続終了後の支援	金沢地方検察庁
刑事手続の終了後、社会復帰に向けた支援を行います。不起訴処分又は懲役・禁錮刑の執行猶予付き判決を受けるなど、釈放となった者等について、住居確保・就労支援を必要とする場合は、保護観察所へ引き継ぎ、更生保護施設や自立準備ホーム等へつなぎます。 また、福祉・医療等の支援を必要とする場合は、社会福祉士のアドバイスを参考にするなどして、生活保護の受給等については各自治体の福祉窓口、介護を必要とする高齢者については地域包括支援センター、高齢者又は障害者については石川県地域生活定着支援センター等の機関へつなぎます。	



第6 目標値について

計画の推進を図るため、各項目の取り組みについて以下の通り指標を設定します。

① 広報・啓発活動の推進

取組	取組主体	指標基準	現状値	目標値
社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発	市	周知の回数	2個	4個
社会を明るくする運動強調月間街頭啓発キャンペーン	白山野々市保護区 保護司会	周知の回数	3個	6個

② 就労・住居の確保

取組	取組主体	指標	現状値	目標値
生活困窮者自立支援制度における自立相談支援	市社会福祉協議会	プランに対する就職率	36%	50%
住居確保要配慮者居住支援法人等との連携	市	住居が見つかり入居した数	72.7%	維持

③ 保健医療・福祉的支援

取組	取組主体	指標	現状値	目標値
地域生活定着支援センターとの連携	県地域生活定着支援センター	相談数	1件	3件

④ 非行の防止と修学支援

取組	取組主体	指標	現状値	目標値
教育相談	市	相談数	21.8%	25%
社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発（再掲）	白山・野々市保護区 保護司会	作文の応募数	453点	500点

⑤ 関係機関・団体等との連携強化

取組	取組主体	指標	現状値	目標値
面接・相談場所の提供	市	利用率	7%	20%

各取り組みの目標値を目指し、後述の国、県の目標の達成につなげます。

《参考》

(1) 国の目標

（平成24年7月「再犯防止に向けた総合対策」より）2年以内再入率の基準値から、令和3年までに20%以上減少させる。

(2) 石川県の目標

国と同様20%以上減少させる。

再犯者数：683人（平成30年）×0.8（20%減）

⇒540人以下（令和6年）

参 考 資 料

参考資料 1

国の再犯防止推進計画に提示されている5つの基本方針と7つの重点課題

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

[7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発 活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

参考資料2

～更生保護関係団体の取組～

1 保護司会

保護司は、その地域性や民間性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、罪に問われた者等や非行のある少年に対する指導や援助にあたるとともに、一定の区域ごとに「保護司会」を組織し、更生保護や犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

◎石川県保護司会連合会

県内の保護司会の連合組織であり、保護司の職務に関する研修や保護司活動に関する広報、保護司の人材確保の促進に関する活動、保護司会相互の情報交換、全県的な犯罪予防活動等を行っています。毎年7月を強調月間として展開している「社会を明るくする運動」では、本県独自の取組として「有名作家チャリティ作品展」を開催しています。

◎保護区保護司会

県内には、金沢（金沢市）、加賀（加賀市）、小松能美（小松市、能美市、川北町）、白山野々市（白山市、野々市市）、河北（かほく市、津幡町、内灘町）、羽咋（羽咋市、宝達志水町、志賀町）、七尾鹿島（七尾市、中能登町）、輪島鳳珠珠洲（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）の8つの保護区があり、それぞれに保護司会が組織され、各地域の特色を活かした犯罪予防活動を行っています。

2 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域における更生保護や犯罪予防の諸活動に協力するほか、青少年の健全育成、子育て支援等の幅広い活動を展開する女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。

◎石川県更生保護女性連盟

県内の更生保護女性会の連合組織であり、矯正施設等への「愛の図書」の贈呈、金沢矯正展への協力、金沢刑務所の運動会への参加、更生保護施設徳風苑親和寮

の毎週水曜日の夕食作り等の活動を行うほか、これらの活動のための資金造成として「愛のかきやま」販売を行っています。

◎地区更生保護女性会

県内では、金沢東、金沢西、金沢南、金沢北、金沢金石、加賀、小松、能美、白山南、白山北・野々市、河北、羽咋、鹿島、七尾、穴水、輪島、珠洲・能登の17地区の更生保護女性会が組織されており、各地域の特色を活かした諸活動を行っています。

3 BBS会 (Brothers and Sisters Movement)

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っています。

◎石川県BBS連盟

50の都道府県BBS連盟（北海道は4組織）を形作り、同連盟で地区会の統括や相互の連絡調整を行っています。

◎地区BBS会

県内には、金沢、小松能美、河北、七尾・中能登、珠洲、金城大学の6つの地区BBS会があり、子ども食堂への協力や 児童福祉施設での支援活動など、各地域・学域の特色を活かした活動を行っています。

4 更生保護協会

更生保護協会は、法務大臣の認可を受けた更生保護法人です。一時保護事業として、保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対し、自立更生のための金品の給貸与を行っています。また、連絡助成事業として、保護司会や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの更生保護ボランティアの活動の推進及び円滑化のための研修、資料作成、助成等を行うほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っており、本県にも石川県更生保護事業協会があります。

5 更生保護施設

更生保護施設は継続保護事業として、罪に問われた者等のうち、頼るべき者や住居がない人を一時的に宿泊保護し、生活指導や就労支援、食事の提供などを通じて円滑な社会復帰を促す役割を担っています。

◎更生保護施設親和寮

本県には、更生保護法人徳風苑が運営する更生保護施設親和寮が金沢市にあり、刑務所出所者等が入所しており、早期自立に向けた支援を行っています。施設職員による支援等のほか、外部講師による講話やレクリエーション行事、石川県更生保護女性連盟による夕食の提供なども行われています。

6 自立準備ホーム

自立準備ホームは、更生保護施設と同様に罪に問われた者等を一時的に受け入れている民間施設です。あらかじめ保護観察所に登録した法人が、それぞれの分野における強みや特長を活かして、自立に向けた生活や就労、福祉などに関する個別的支援を行っており、県内で、4法人による11施設等が自立準備ホームとして登録されています。

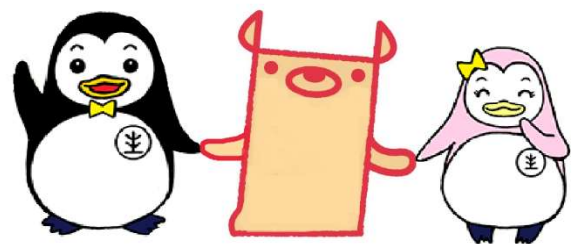
7 就労支援事業者機構

平成21年に全国規模の経済団体や大手企業などが中心となって、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が設立され、その後、同機構の働きかけ等によって都道府県単位の就労支援事業者機構が全国に設置されました。就労支援事業者機構は、刑出所者等の雇用に協力する事業者の増加を図ることや、実際に雇用に至った事業者への支援活動を行うことなどをその事業内容としています。

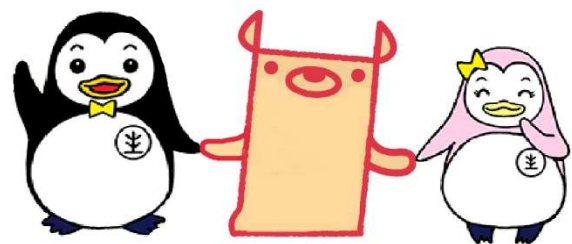
◎特定非営利活動法人石川県就労支援事業者機構

金沢刑務所などと連携しながら、罪に問われた者等を雇用した会員事業者に対し、給与助成等の支援を行っています。

(メモ欄)



(メモ欄)





野々市市更生支援・再犯防止推進計画

発行日 令和4年3月

発行 野々市市

編集 健康福祉部 福祉総務課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

TEL 076-227-6061

FAX 076-227-6252

Mail fukushi@city.nonoichi.lg.jp